

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十六年土木部定期監査の結果公表

公告

監査公告第七十八号

地方自治法第九十九條に基き、昭和二十六年度にかゝる土木部の定期監査を執行したので、次の通り公表する。

昭和二十七年十一月一日

鳥取県監査委員

岸 本 政 嘉

同 山 上 吟 鏡

同 前 田 玄 一

同 木 南 貞 治

監査執行個所

監査執行年月日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

建築課	昭和二十七年七月二十八日
砂防課	同 日
河港課	同 年七月二十九日
河道課	同 日
管路課	同 年七月三十日
建築課	昭和二十七年七月二十八日監査
監査委員	岸 本 政 嘉
同	前 田 玄 一
同	木 南 貞 治

監査概況

一、建築指導行政の根底を爲す建築基準法並びに同法に基く諸規定の周知徹底と趣旨の普及については従前活澁を欠いていたが二十六年度はこれに意を用い各町村係員及び関係業者を対象として啓蒙指導を図り又新聞広告に或いは住宅展の際公示して周知を図る等広報活動に努力している点は結構と認めた。しかし年度内になお違反(無届建築その他)一二〇件を摘発し内三一件を始末書により戒告し八九件は即時確認申請書を提

出せしめているが尙果下にはこの外に無届或いは違反建築が相当あるものと推測されるので今後引続き法の周知と啓蒙指導に努力を希望する。

二、建築基準法に示されている建築確認事務とそれに附随した諸般の事務は相当量に及んでいてこれを掌理する建築主事の有資格者は僅かに当課に課長を含め三名と米子土木出張所に一名計四名である。然るに県内に於ける公共建物を初め一般住宅その他建物は続々と建築されており加えて先般鳥取大火により多数の家屋が建築されつゝあるのでこれが確認その他附随事務の処理はこの人員を以つてしては到底不可能であり従つて無届建築或いは違反建築取締の徹底を期し得られないものと思われる。今少し建築主事を増置しその方を期するよう当局の考究を望む。

三、二十六年年度の公営住宅建設事業は県営分鉄筋コンクリート構造一四戸建、市町村営分鉄筋コンクリート構造一四戸建、木造甲型(二種)七〇戸、同乙型(一種)六〇戸の建設を実施しているが県営鉄筋コンクリート

構造分二百四十万余円(四戸分該当額)を年度内に完成せしめず翌年度に繰越しているのは適當でない。なお果下の住宅事情は相当窮屈となつており住宅不足戸数は一万三千戸と推定され年々一千六百戸程度の不足が累加している実情から考えるとき公営住宅建設の促進と住宅金融公庫の融資枠大巾拡大につき中央政府へ接衝する等一層の努力を希望致したい。

四、当課で所管する営繕工事は左記の如く一九六件、工事費八千六百四十一万六千九百八円のものをして施工しているが何れも他課よりの委託によるもので設計、監督、指導に要する経費は総べて他課依存である。爲めに工事執行上の監督旅費その他経費の配分等について兎角円滑を欠いでいるので予算上施設監督指導に要する経費は明確にしておき予算額の適正配分と執行の合理化を図ることが肝要と認める。

公共営繕工事 一四四件 二九、五三五、一一〇円
県立学校営繕工事 一九件 一〇、八六七、六六〇円

町村建築委託工事(学校及び役場保育所等)

一八件 四六、〇一四、一三八円
建築物評価事務(道路河川改修等の際の補償資料)
一五件

総件数 一九六件 八六、四一六、九〇八円

五、当課の職員特に管轄係職員の俸給々料、手当等件費は何等関係のない災害土木復旧費その他他課主管予算を以つて支弁している状況であり事務費も経常的経費を有せず前項の如く他課依存となつている。ために予算に關しては計画的執行は勿論課としての主体性がなく又事務の計画処理も困難で兎角場当りのにならない実情下にある。尠く共費による既定の人員費と最少限度の事務費を配付して事務事業の計画的執行せしむべきである。

六、委託による管轄工事が竣工しこれを委託先へ引渡の場合口頭を以つて引渡をしているが書面を以つて引渡を爲し責任の限界を明確にしておくことが緊要と認め。又、既存建物を解体しその一部若しくは全部の材

料を継足して新建物を新築する場合設計書内容に旧建物料材価格を相殺した設計をし入札しているのは適當でない。收支区分上將亦財産管理上から謂つてこれ等はそれら別途区分した設計により措置すべきであり又旧建物の処分については合法的に処理すべきである。七、一般庶務並びに予算経理事務の中今後左の点に留意すべきである。

- (1) 物品購入要求簿に記入洩れのものが多く雜然としている。なお写真帳(二千四百円)を消耗品費で購入しているが備付のものなら備品費が正當である。
- (2) 建築士受驗料で二十五年度分一千八百円を二十六年度繰越払込しているが適當でない。又各種手数料の收入に際し領收書も発行せず現金出納記録をしていないのは適當でない。尤も二十七年より現金領收証を發行し果會計規則に示されている取扱いはしている。

(3) 受發文書の取扱が粗雑であり件名簿の整理も不充分である。又町村よりの国庫補助公営住宅予算流用

申請書及び竣工並びに精算書の受理が系統的でなく編綴も整然としていない。又竣工検査書に捺印洩れのものも見受けられた。

(4) 郵券は毎月出納精算しているが日々出納を明確に記帳しておくこと。

砂防課 昭和二十七年七月二十八日監査
監査委員 岸 本 政 嘉
同 山 上 吟 鏡

監査概況
一、昭和二十六年年度に於ける砂防事業の執行状況は左表の通りであつて前年度に比し施工箇所及び工事費共に上昇していることは本県の治水面から見て洵に結構でありその執行についても概ね適切且つ計画的に処理しているものと認められた。即ち通常砂防事業について施工予定箇所事業費一億二千四百八十六万余円の確保につき早期に中央と協議接衝をなし年度当初三六溪流、毛箇所、事業費九千万円の実施認可を得て適期に着工し又その後於ける変更認可の結果三九箇所(堰堤三二、

海岸一、床固八、護岸四、計四五)を実施していることは結構である。然しながら各土木出張所に対しての指導或いは検査に徹底を欠く憾みがあり現場事務の処理に遺憾な点も見受けられるのでこの点充分に留意し万全を期されたい。

砂防事業の執行状況

種別	箇所数	工事費(制当額)円
通常砂防工事	三九	八二、六〇〇、〇〇〇
鳥取土木出張所	五	九、四九〇、〇〇〇
郡家	七	一一、八七〇、〇〇〇
倉吉	八	一八、〇〇五、〇〇〇
米子	七	一九、〇〇〇、〇〇〇
根雨	一一	一八、五一五、〇〇〇
幡郷県営発電	一	五、七二〇、〇〇〇
災害砂防工事	二七	二〇、九四三、三〇三
鳥取土木出張所	七	四、〇八六、二四七
郡家	一	五二二、〇〇〇

倉吉	一〇	六、〇二六、三三二
米子	二	二、三二三、九五五
根雨	七	七、九九四、七六九
単県災害砂防工事	五	一、二二六、四七四

二、砂防事業費の事務雑費中人員費がその大部分を占めているが、昭和二十六年年度は本事業費所属の職員三二名中二〇名を各土木出張所に配当している状況で当課の事務量から勘案するときその負担が過大となつていようである。特に砂防係は技師四名(係長共)の少数であり充実を要するものと認める。また各土木出張所に対し配分している当該経費支弁職員は土木部全般の調整の立場から爲されているものであつて必ずしも全部が本事業に従事しているとは認められない。これが負担につき当課としても苦慮しているようであるが、斯の如き事態は他課の場合にも見られるも当課の場合には極端な事例につき人員の合理的適正配置に考究すべきものがある。

三、砂防工事の施工方法は直管を原則として施工しているが内容的に見れば多くを部分請負としており直管工事の趣旨目的に副い難い憾みがあるので現在の安易な施工方式を検討是正し根本的な措置対策を望む。

四、砂防調査及び河水統制調査は前年度に引続きそれ〴〵代表的な河川である加勢蛇川及び日野川について実施しているが随時充分な調査を継続し得るよう所要経費を確保すべきである。特にこれ等の調査資料は今後の計画樹立上貴重な資料となるので積極的な努力を望みたい。尙 河水統制調査費二十万円に對する財源(国庫補助十万円、水利使用料十万円)の内国庫補助金が収入減(五万五千元)となつたため執行を抑制している実情であるが中途半端な調査に終らぬよう適正妥当な予算の編成執行に留意を望む。

五、多年の懸案となつていた西伯郡幡郷村地内に於ける県営発電建設事業は昭和二十六年より実施のこと、し昨年五月幡郷県営発電建設事務所を開設十月着工以來工事の完成促進に努力していることは洵に欣ばしい。

即ち県債の確保資金の操作及び請負契約の締結、各種資材、機械の購入その他水利問題の解決、用地の買収接衝等広範且つ緊要な事務を概ね円滑に処理しているものと認められた。しかし事業の執行に当り直接工事を担当している現場職員及び経費の不足に加えて工事急施のため晝夜兼行しているも監督面に完璧を期し難い実情にある等現地事務所に対する配意に不十分な点が認められたことは洵に遺憾である。特に本事業が果産業開発上画期的事業であると共に工事全体がすべて永久構造物であるにも拘らずいわゆる突貫工事によつて早期完成を劃したことが良策であつたかどうかと謂うことを一応考えさせられるが何れにしても今後の工事施行に關しては監督員の充実その他運営上の改善、請負制度の合理化を図り万全を期することが肝要である。

完遂を期待致したい。尙幡郷県管発電建設事業は今後全体計画に若干の変更を來すものと予測されるが事前に十分なる調査をなし資金計画特に電力収入の増加確保等について慎重な措置対策を望む。

七、小水力発電による電源開発は農村振興の一環として最近活発化しており昭和二十六年に於ける実施状況は次の通りであり洵に喜ばしいことである。当課はこれ等水力地点に対する調査設計並びに建設指導に當つており農林部に於ける資金調達その他の指導援助と相俟つて積極的に協力援助していることは結構であり一層の努力を望みたい。

小水力発電事業実施状況

建設箇所	出力	工費
八頭郡西郷村	四五キロ	四、五六三千元
東伯郡南谷村	七四	七、五〇〇
日野郡日野上村	七九	八、三〇〇
石見村	九〇	九、一〇〇

備考 昭和二十五年実地箇所は八頭郡池田村五キロ

及び東伯郡山守村四五キロである。

八、經理その他の事務処理について次の点留意されたい。

(1) 特別会計発電事業費予算中より鳥取、倉吉、米子各土木出張所、東部港湾修築事務所及び河港課所属職員に対する吏員給並びに職員手当として計十八万四千九百五十五円を負担しているがこれは一般会計経費を以つて支出すべきであつて特別会計経費で支出するのは適當を欠くものと認める。

(2) 各種事業費充当財源として水利使用料五百八十八万四千五百三十円計上しているが追加更正予算に際して数回に亘り濫りに更正増減しているのはいさゝか慎重を欠く憾みがあるので今後の予算編成に當つては一層慎重を期すること。

河港課	昭和二十七年七月二十九日監査
監査委員	岸本政嘉
同	前田玄一
同	山上吟鏡
同	木南貞治

監査概況

一、当課は河川法施行河川十二、河川法準用河川一五五その他の普通河川並びに重要港湾としての境港を始め、数多港湾の管理のための経常的維持修繕工事を行うと共に昭和二十三年、二十四年、二十五年、二十六年災害復旧工事、中小河川改良工事、災害防除災害助成工事或いは港湾の維持浚渫工事、皆生海岸の堤防修築工事等相当数の各種工事を施工し併せて河川海岸港湾の基本的諸調査を実施しているが、二十六年に於ける工事の施工状況は災害復旧の堤防、護岸等の工事で遅延しているものが相当数見受けられたがその他の工事は概ね順調に施工し竣工しているものと認められた。

二、中小河川改良工事は何れも県直営工事であるが前年度より継続事業となつている塩見川、由良川、佐陀川の改良工事は年度当初着工し順調に進捗しているも二十六年度新規事業の八東川、阿弥陀川改良工事は十二月に着工で時季的に謂つても施工期間的に謂つても困難が伴ない勢い工事の出来型にも影響するところが尠

くないものと認める。新規工事は事務手続上着工の遅延は免れ難いがしかしこれ等直営の河川工事は今少し早目に着工できるよう対策を樹てることが肝要である。尙右五河川の工事設計額は次の通りである。

塩見川	一、二〇〇万円	継続
八東川	八〇〇〃	新規
由良川	五〇〇〃	継続
佐陀川	二、八〇〇〃	〃
阿弥陀川	八〇〇〃	新規
計	六、一〇〇〃	

三、河川港湾の維持管理は忽せに出来ないことは謂う迄もないところであるがこれが管理員は各出張所に一名でありしかも他の事務と兼務しているので河川管理の徹底を期することは困難である。特に中小河川の堤防、護岸或いは河川敷の無断使用その他で損壊の原因をつくつてゐるものも相当見受けられるのでこれ等の取締等を徹底的に行い苟くも河川の荒廢、堤防、護岸の損壊を未然に防止することに努めなければならないので

あつて管理員の増強を図り管理の万全を講ずることが絶対必要である。

四、本県海岸に特有の漂砂のため各港湾の漂砂堆積、由良川、塩見川河内川河口の閉塞、皆生河岸、浦富海岸の浸蝕等々その被害は予想以上に甚大なるものがありこれが防除対策に日夜工夫研究すると共に応急的にその防止とこれが浚渫に莫大な経費を投じている状況である。特に港湾の漂砂堆積の防止は如何とも致し難いものがあつてこれが浚渫工事は毎年繰返しているが二十六年に於いても左記の如く一千数百万円の経費を投じており二十五年に於いてもそれ以上の工事費を費している状況である。しかもこれ等の工事は殆んど全部が請負制となつてゐるが永久的にこの種工事の施行を余儀なくするとすれば施工の機動的能率化を図ると共に経費節減等の観点からしても恒久的対策として県有浚渫船を増強し県営にすることが得策ではないかと思ふ。尙二十七年に於いて浚渫用土運船一隻の新造計画もあり結構なことであるが本件は昨年度

監査の際にも言及したところであるので当局の再考を煩したい。

県内港湾浚渫工事状況

港湾名	二十六年施工額	二十五年施工額
田後港	五四〇万円	一五〇万円
網代港	四六五	二五〇
鳥取港	四〇〇	六〇〇
赤碕港	四一〇	二五〇
米子港	三〇	一五〇
泊港	一六〇	五〇〇
計	一、五〇五	一、六七〇

五、近年台風の來襲が頻繁なるに鑑み水防施設の必要性が唱えられ二十六年に於いて宇倍野村、倉吉町、米子市の各水防協会に合計二十万円の補助金を交付し水防用倉庫を設置せしめたことは洵に結構なことであるが最も大切である備蓄器材の備付がないことは遺憾であ

る。元來一般に防火施設には関心を持ちかなりの経費が投じられるも水防については甚だ無関心であり軽視される傾向にあるので水防思想を涵養せしめることが緊要であつて啓蒙指導に乗り出すべきである。前記倉庫についても各地に建設せしめるべきであり同時に備蓄器材も一朝有事に備えしめるべきである。なお昭和二十六年に於いて水防協議会開催に伴う経費を計上しているにもかかわらずこれを開催しておらず水防に對する措置が低調に陥つてゐることは甚だ遺憾である。

六、境港務所に於ける入港船舶給水施設は先年相当経費を投じて施設され船舶の求めに応じ給水しているが貯水槽の設備がない爲め水源地と港務所との連絡上に多大の不便と給水上電力の不経済が見られる。特に漁獲期等には晝夜の別なく頻繁に給水を余儀なくしているがその都度相当距離にある給水栓所在箇所迄重量のホースを運搬し而も再三夜半に及ぶ実情にあり給水上の電力の無駄、港務所職員の労力の過重、給水申請者の不便等を考へるとき境港海陸運送会社給水施設と同様

貯水槽を設備しこれ等の問題を解消することに努力すべきである。又給水料金は海陸運送は屯当り五十円であるので現在の三十円を五十円に引上げること考究すべきである。尙岸壁使用料も諸用紙代にも足りない十四、二十円と謂つたものが相当件数あり実情に即さないものと認められるので改訂が望ましい。

七、戦時中新規に許可になつた地元村長その他代表者名儀による千代川、新袋川、日野川等の河川貸付使用中(実際は相当数の個人使用)のもので爾來引続き畑として耕作しているにも拘らず三、四年前來使用料を納付せず、又使用取消処分せるも依然として耕作しているものがあるようだ、所轄土木出張所長は河川管理上且つ使用料徴收の爲め使用名儀となつてゐる代表者に対し再三再四接衝してゐるも埒があかない状況である。勿論の中には河川管理上に大なる障壁を生じている箇所もあるようであるが毎年の同様なことを繰返し現在に立至つてゐるようである。本件は土木出張所のみ委せては早期に解決困難

かとも考えられるので第三項に述べた如く河川管理の完璧を期する上から謂つても県は土木出張所と協力し至急これが解決を講ずべきである。

八、河川法による河川及び準用河川管理は当課の主要業務であるが管理の基盤を爲す河川台帳を設けていない。管理の完璧を期するため河川法及び河川台帳令による台帳は当然設置しておくべきである。

九、経理その他の一般事務は一応整理しているが尙左の点今後改善すべきである。

(1) 港湾修築費中より課長公舎用カーテン四枚代(二千百九十円)を購入支出しているが財産費中より支出すべきであつて適当と認め難い。又、水防演習用布旗一〇枚(三千五百円)を河川改良費中で水防用パンフレット一五〇枚(三千七百五十円)を海岸堤防修築事業費中でそれぞれ支出しているのは適当でない。又布旗七枚土木出張所へ配布しているが保管転換手続をしていない。

(2) 治水堤防費、備品費で量水標目盛板七〇〇米(七

万円)購入しているが設置計画を樹て各出張所に配布し出水期に備えしめるべきである。

- (3) 災害河川費、治水堤防費の食糧費で三万五千余円を事後伺で支出しており又水防協議会経費一万余円を立替払し事後伺で払い戻しする等計画執行してゐないが今後は事前に計画的執行すること。
 - (4) 砂防協議会と河川改良事業協議会を合同開催し経費は河港課関係より九千余円負担支出しているが河川関係者の出席記録なく不合理と認められた。
 - (5) 物品購入要求簿に記入洩れが多く不十分である。明確に記帳整備すること。
- 道 路 課 昭和二十七年七月二十九日 監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 同 山 上 吟 鏡

一、本県の道路改修率は国、県道共総延長の一六〇程度であつて全国平均の約半分であり幅員も三米六〇以下の未改修道路が大部分であつて年々増加しつつある交

通量特に自動車交通を困難に陥らしめ阻害している。(国、県道総延長一、六八六軒中自動車通行不能道路一四〇軒)また地勢気象の悪条件も加わり路面の状態も悪く補修にも困難性が伴ない不十分となつてゐる。一方橋梁について見るに県下二、〇六七橋の内永久橋は七一九橋で大部分の一、三四八橋は木橋であり殊に木橋は耐用年数が短かく腐朽甚だしく危険なものも相当ある実状であつて交通上に支障を來している。昭和二十六年度施工した道路改良補修及び橋梁の架換補修並びに災害復旧工事の主なるものは左表の通りであるが根本的な整備は到底望み得ないものと考えるので年次計画を樹立し特別税の新設、公債の発行等特別な措置対策を考究すべきであらう。特に当局の考慮を望む。

工 種	種 別	個 所 数	工 事 費
道 路	改 良	一一二	三三、四七九、五七四
	局 部 改 良	三	一、一三〇、〇〇〇
重 要 幹 線		四	一一、六〇〇、〇〇〇

防 災	砂 利 道	鋪 装	災 害	架 換	補 修	塗 装	災 害
五	二九	五	七三	六	二七	三	三三
四、〇五一、七二九	一七、九九二、八〇〇	二、七七六、九四六	三三、二九九、八〇八	二〇、九一〇、六一七	一五、二一六、九二一	一、一六六、〇〇〇	一一、一八四、二七三

危険橋梁応急費概算見積額

所要経費	橋梁数
一〇万円以下	一七橋
一〇円—二〇万円	一七
二〇万円—三〇万円	一〇
三〇万円—五〇万円	四
五〇万円—一〇〇万円	五
一〇〇円以上	二
計	一五五

二、県下の木橋は前項に述べたように一、三四八橋であるが本年度迄に補修済一四〇橋、復旧済一七一橋及び今後架換計画のあるもの毛橋(三億二千万円)復旧計画一〇橋の状況であつて残余の一、〇〇〇橋については全く対策がしてない。而もこの内一五五橋は急施を要する危険橋梁であつてそれぞれ交通制限をなしている模様であり憂慮に堪えない。尙これ等危険橋梁の応急補修は極めて少額の経費を以つて足るものもあるので積極的な熱意を以つてこれが施工促進に努められたい。

三、各種工事の施行に当りその成否如何は請負人の選定適否を左右するところが多いと考えるがこれが選定に当つては旧弊を打破し極力民主的且つ公正に実施すべきことは論を俟たない。而してもつて昭和二十二年十月「土木建築工事の起工稟伺並びにその執行方法について依命涌牒」を管下関係機関に示達しているが当該はこれを励行してないようであるが今後一層適正を期するよう留意が肝要と認める。

四、道路の維持修繕について県下道路手は一三一名であ

り各土木出張所共これが作業能率の向上に努力しているようであるが一人当り担当区域が一三軒に及び到底その万全を期し難いものと思われるのでこれが維持修繕にはグレーダーその他機械力によることが緊要であつて作業能力の点恒久的経費の節減の点からこれ等の整備につき考究すべきである。

五、過年度分道路損傷負担金未納額は年度末現在百五十九万四千余円あり県内自動車所有者を以つて組織している道路修理協会に於いて徴収すべき滞納金百九十七万一千七百九十五円は殆んど収入していない。(道路修理協会は県に対し過年度道路損傷負担金を昭和二十七年三月末日迄に完納する契約をしている)本件に關しては毎年監査に際し注意指摘しているところであるが荷馬車に対する滞納続出してその額は減ずるところか増加する一方にして実に憂慮すべき状態である。至急これ等の徴收方法について善処方特に要望する。

六、屋外広告物許可手数料を財源としてゐる都市計画地方審議会の運営は収入減のため計画通り実施出来ず事

業成績に多大の影響を及ぼしている。充分活躍するために財源の確実なるものを充当すべきである。

七、經理その他の事務について左記の点留意されたい。

(1) 出勤簿、出張命令簿及び超過勤務命令簿に不突合のものがある。

管 理 課 昭和二十七年七月三十日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 同 木 南 貞 治

一、建設業法が昭和二十四年に公布施行されて以来、法の周知普及に努めたため関係業者の認可登録も順調に行われており、又建設工事の適正な施行を確保すると共に建設業の発達を図つてゐることは洵に結構である。しかし法に示されている意図内容に必ずしも副つてゐると謂えないものも見受けられる。例えば請負人札制度の合理化、請負契約内容の整備、登録関係事項の即時届出その他業者の履行すべき事項につき今少し検討し改善する様指導が緊要と認める。又、登録申請

内容の変更のあつた際各土木出張所内の閲覧簿及び申請書内容の変更記載洩れのものもあり又記載方法が区々となつていたのでこれが整理方法の統一について指導が望ましい。尙、県の建設工事施行に際して適正なる建設業の発達と業者の育成助長策として金融機関に対し保障を与え業者に対する金融策をとつてゐることは機宜を得たもので結構である。しかしこの保障行為は金融機関に対する一応の道義的責任を有することゝなるので一層慎重に取扱い遺憾のないよう留意されたい。

二十六年度内に於ける融資保障状況は次の通りである。
果工事請負代金の受領委任による融資状況

総金額 五千六百七十五万余円 四三件

山陰合同銀行 三〇件 扶桑銀行 四件

三和銀行 一件 鳥取銀行 五件

富士銀行 一件 倉吉信用組合 二件

二、土木工事施工の良否は設計の適否、現場監督員の努力如何に左右されるところが多いが更に請負人の自覚

に俟つところが少くない。従つて工事施行上請負人選定の合理化、入札制度の公正明朗な運営を期することの肝要なことは論ずる迄もないのであるが、各土木出張所及び事務所或いは本庁に於いて今尙昭和二十二年十月「土木建築工業の起工稟伺並びにその執行方法について依命通牒」の趣旨が徹底せず、指名競争入札或いは随意契約の際における請負人の選定に公明を欠く憾みが一部に見受けられるので同通牒に示した知事の意図を再認識せしめる方途を講ずると共に公正にして民主的な方法により且つ建設法の意図する適格業者の選択と工事の厳正適切な施行を計るよう措置対策を望む。

三、土木資材の需給調整は石油製品のみであつて建設関係方面の需要により配給と消費の適正を図り円滑に処理してゐるものと認めた。又セメントは二十六年度は統制を外されているが個々については入手困難の事態にあつた関係で公共建設工事セメント所要量一〇屯以上の工事に対しては官給として二、三の指名特約販売

店と価格等について協定の工事に支障を与えないよう適正に調達してゐることは結構と認めた。

四、河川及び道路の改良工事施行に伴う潰地の登記は二十六年度中において手続を完了したものは一、〇八三件、四八町一反二畝二七歩(過年度買収も含む)あるが潰地として買収後登記手続迄に相当期間を経過するので登記洩れの防止、登記状況の把握その他事務の進捗、整理等の観点から買収土地登記整理簿の如きものを備付け適正迅速に処理することが肝要と認める。

五、各年災害復旧工事にして二十六年度実施したものは左表の通り国査定果工事は三七四箇所、二億四千二百余万円、市町村工事の場合九五箇所、四千八百余万円であり又県独自の施行工事は果工事一二四箇所、一千二百五十万円、市町村工事二箇所二十万円となつてゐるが、各年災害復旧工事の国の補助査定を受けて以來二十六年度末迄に実施した割合は総事業費の五〇、五%で残りの約半分の工事が放任されてゐることゝなつてゐる。これ等未施工となつてゐる各種被害箇所は年

月を経るに従い被害の度合も増大しつゝあることに思ひを致すとき復旧に努めなければならぬ。しかし乍ら国の財政事情もあつて容易ならざるものがあること、思ふも極力国を要望してその促進に努力するよう希望する。なお年度内に於ける国庫補助の交付状況は建設省関係の場合第一次第二次共に交付内示、交付指令は早目であり実際交付されるのも四半期に分ち概ね順調であるが運輸省関係分が見角遅延してゐるようであるから施工時期延いては工事出来具合等に深く関係が及ぼすので極力早目に交付を受ける様努力することが緊要である。又施工時期の遅延等の最も大きな原因となつてゐるものに起債枠の見透しと個々事業債の決定が年度末期になつてゐる関係もあるがその間事務的経過を勘案し県の財政事情と睨み合せ或いは一時借入金によるとか何らかの方策を考究し成るべく早期着工せしめることに配意が肝要である。

昭和二十六年施行単県災害復旧工事実施表

工種	二		三		四		六		計	
	ヶ所	金額	ヶ所	金額	ヶ所	金額	ヶ所	金額	ヶ所	金額
河川工事	二	一、五五〇、〇〇〇	二	二、三七一、〇〇〇	二	三、九二一、〇〇〇	二	三、九二一、〇〇〇	二	一、五五〇、〇〇〇
砂防路	一	一、四一〇、二〇〇	五	一、二〇〇、〇〇〇	五	一、二〇〇、〇〇〇	五	一、二〇〇、〇〇〇	一	一、四一〇、二〇〇
道梁	六	三、六一九、八〇〇	六	七一一、〇〇〇	六	四、三三〇、八〇〇	六	四、三三〇、八〇〇	六	三、六一九、八〇〇
橋梁	一	一、四一〇、二〇〇	三	一、〇八九、〇〇〇	三	二、四九九、二〇〇	三	二、四九九、二〇〇	一	一、四一〇、二〇〇
港湾	二	三三〇、〇〇〇	四	二二九、〇〇〇	六	五四九、〇〇〇	六	五四九、〇〇〇	二	三三〇、〇〇〇
市町村計	六	六、九〇〇、〇〇〇	四	五、六〇〇、〇〇〇	二	二、四一一、五〇〇	二	二、四一一、五〇〇	六	六、九〇〇、〇〇〇
道梁	一	一〇〇、〇〇〇	一	一〇〇、〇〇〇	一	一〇〇、〇〇〇	一	一〇〇、〇〇〇	一	一〇〇、〇〇〇
市町村工事	一	一〇〇、〇〇〇	一	一〇〇、〇〇〇	一	一〇〇、〇〇〇	一	一〇〇、〇〇〇	一	一〇〇、〇〇〇
道梁	一	一〇〇、〇〇〇	一	一〇〇、〇〇〇	一	一〇〇、〇〇〇	一	一〇〇、〇〇〇	一	一〇〇、〇〇〇
合計	九	七、一〇〇、〇〇〇	四	五、六〇〇、〇〇〇	一	一、三六六、九一五	一	一、三六六、九一五	九	七、一〇〇、〇〇〇

六、修理その他事務の処理状況は概ね適正に執行してゐたが次の点留意改善された。

(1) 予算令遅延のため事業を年度末に実施しているものが多いためこれが財源の早期獲得に努め円滑に

昭和二十六年度施行災害復旧工事実施表

工種	二		三		四		五		六		計	
	ヶ所	金額	ヶ所	金額	ヶ所	金額	ヶ所	金額	ヶ所	金額		
河川工事	七	五、三三〇、五七七	二	二、六四七、〇八一	七	三、四五六、二一八	三	一、五四四、三〇〇	二	二、三二七、八二〇	二二	二、三二七、八二〇
海防岸	一	〇	一	二、〇五、一九三	二	一、二八二、四八〇	一	三〇〇、〇〇〇	四	四、一三七、六七七	一	四、一三七、六七七
砂防路	一	二、六八六、〇四	四	二、八四〇、三三四	六	三、四四四、五四四	四	二、〇六六、六〇〇	二	二、〇六六、六〇〇	一	二、〇六六、六〇〇
道梁	二	一、三九四、二四四	二	五、五九九、九五七	一	八〇五六、三〇七	三	五、六六三、一八〇	三	五、六六三、一八〇	二	七、四三三、一七三
橋梁	一	五九九、〇〇〇	五	一、四四一、八〇五	七	三、五九〇、九六八	二	五、七三二、五〇〇	三	三、三一一、八四二	一	三、三一一、八四二
港湾	七	一九六三、九九七	四	七、八八五、九〇〇	六	一、五四二、八六三	八	二、八九九、三三五	二	二、八九九、三三五	二	二、八九九、三三五
市町村計	二	九六、〇八四、三三三	五	四、五九八、三九九	一	一〇八	九	三、〇五九、九五	四	三、〇五九、九五	二	三、〇五九、九五
河川工事	八	二、五四一、六〇〇	四	一、五六四、五〇〇	一	七九四、〇〇〇	一	一	一	一	一	一
市町村工事	四	一、八四三、六〇〇	二	四、六九〇、〇〇〇	五	一、三六一、〇〇〇	四	八九〇、〇〇〇	一	一	一	一
道梁	三	四、六三三、三〇一	九	二、七五五、三五八	六	七、五九一、六〇〇	八	二、一七〇、〇〇〇	六	二、一七〇、〇〇〇	五	五、一七〇、〇〇〇
橋梁	四	七、〇〇〇、〇〇〇	二	一、九八〇、〇〇〇	七	一〇、七六五、〇〇〇	二	二、五七〇、〇〇〇	二	二、五七〇、〇〇〇	二	二、五七〇、〇〇〇
合計	二	三、一三一、七三三	七	五、三、七三〇、〇一七	一	一四七	一	一四七	一	一四七	二	一四七

施行せしむべきである。

- (2) 予算流用は禁止科目の流用が相当行われ計画執行の不充分が認められる。又、伺で流用戻を條件に決裁したものはその条件を厳守すべきである。
- (3) 前渡資金、旅費概算払の精算が遅延している。早急精算整理すべきである。
- (4) 物品購入に記帳洩れがあり不整備である。
- (5) 扶養手当支給に当つては扶養家族の把握をなすと共に過誤払のなきよう注意すべきである。
- (6) 文書件名簿の整理が不充分であつて完結文書でありながら未整理となつていているものがある。

監査公告第七十九号

地方自治法第九十九條に基き、昭和二十六年度にかゝる労働部及び経済部並びに県地方労働委員会、労政事務所の定期監査を執行したので、次の通り公表する。

昭和二十七年十一月一日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉

委任事務事業を予算三千七百二十六万八千余円(内国庫支出金一九、二六五、四七七円、寄附金九八九、二五〇円、県費一七、〇一三、七七四円)をもつて概ね円滑に執行しているが、諸施設の管理並びに所管業務運営の面について一層の研究努力を要するものと認め

た。
二、昭和二十六年度における県下求職者は一般求職年間延六二、七二四人、日傭求職月平均二、三九九人であつて求職実員は月々七千人前後を上下している状況であるが、この推移を見ると最近増加の傾向にあるので(潜在失業者数は調査困難のため把握していない)之が対策に一段の努力を要請致したい。即ち国の事務として当課及び各職業安定所が処理している一般職業紹介による就職率は求職に対し僅か一九、九%、一二、四五〇人に過ぎず(紹介に対し六四、二%)県としても求人開拓に積極的な措置対策をなすことが肝要と認める。また日傭求職者の求済については緊急失業対策事業として道路河川その他の土木工事を施工し、これ

同 山 上 吟 鏡
同 前 田 玄 一
同 木 南 貞 治

監査執行年月日

職業安定課	昭和二十七年九月十五日
勞 政 課	同 日
商 工 課	同 年九月十六日
県地方労働委員会	同 日
米子労政事務所	同 年九月十八日
倉吉労政事務所	同 年九月十九日

職業安定課 昭和二十七年九月十四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 山 上 吟 鏡
同 木 南 貞 治

監査概況

一、当課は職業安定法に基く職業紹介その他職業安定事務並びに失業保険法の施行に関する事務等国の事務を管掌し併せて職業補導業務及び緊急失業対策事業等の

に吸収をはかつているが、これに就労し得る適格者は一五〇〇一七〇〇人であり地域的な関係もあり完全就労は到底困難な実情にあるので国庫補助の裏付となる県費の増額をはかり就労人員の増加に努力し失業対策の実を挙げるべきである。

三、二十六年中における県下日傭求職者の状況は前述の通りであつて年間延五十六万六千余人の多きに上つていてがこの内対象適格者(延四十一万七千余人)に対しては鳥取、米子、倉吉及境地区における緊急失業対策土木工事に吸収をはかることとしその他については県、市町村及び民間協力の下に雇傭の増加をはかつているが求職の七三、六%延四十一万七千余人を救済したに過ぎず、なお十四万九千余人の不就労者を残している。殊に緊急失業対策事業の対象適格者の二三、三%九万九千余人が就労不能となつていることは遺憾である。もつとも右の不就労者の内失業保険給付を受けているものが七万三千余人あり結局二万五千余人一日七十人前後が稼働出来ず日々の生活に追われている

訳であるがこれが打解策について一層の配意と盡力を

切望する。

昭和二十六年日雇労働者就労状況

安定所別	安定所登録失業者		日備求職者延数		日備就職延数		日備就労延数		日雇失業保険給付延人員	
	現在	在現	(失対適格者求職延数)	(同上就職)	(失対適格者不就労延数)	(失対適格者不就労延数)	(一日当り)	(一日当り)		
鳥取	八七三	五五	(一四六、七八七)	(一四、五〇五)	(三、二八三)	(一八、八三六)	一五、八五五			
米子	一、二五四	一、一三九	(三〇四、〇一三)	(一九八、七九)	(一〇五、二七四)	(七五、五六七)	五四、〇六五			
倉吉	六四四	四〇七	(一〇一、二八〇)	(九、二四三)	(一〇、一七)	(四八、八九)	三、六九八			
郡家	四五	三五五	(一一、三七)	(一〇、一三)	(一)	(一)	二九			
根雨	四〇	四	(二、八〇)	(二、五〇三)	(一)	(一)	一六			
計	二、八五四	二、四四四	(五六六、一二七)	(四七、〇〇三)	(一九、一四)	(九、二三四)	七三、七三			

昭和二十六年度県施行公共事業による失業者吸収並びに経費調

職業安定課	執行課名	吸収人員	経費支出額	経費支出内訳			一日就労平均賃金	摘	要
				労力費	工事費	事務他費			
1		九四、六三三	四六二、五〇〇	1	四七三、一三三	1	日雇者の年末手当一人当り三〇〇円支給、五四三名分		

道 路 課	河 港 課	林 務 課	計	備 考				
				一年間就労四十一万七千余名に対し十一万八千余名の差人員は市町村民間施行の工事に吸収され	12.2%			
六、五七	四一、三六	一五、四三三	二八、三六	二、三三、一三〇	一、〇、四四五、五三	一、五三四、〇八四	一、四五一、四八四	一七、九六
				八、七八五、〇七六	六、九四七、七〇五	九六六、四一六	八七〇、九五五	一六、四〇
				三、一八九、九九一	二、六四、四〇六	三二一、五三	三四、〇四三	一六、九七三
				三六、二三〇、八三九	三〇、三三〇、一七三	二、七三、〇四三	三、一三八、六四	一六、八三六

四、緊急失業対策事業費二千八百萬四千余円の財源に地元寄附金九十八萬五千余円(事業費の二五%)を見込んでいるが僅か一五萬余円を收入したに過ぎず收入見透もないようである。このように唯受益者負担の形で申訳的に予算編成しているが前記の如く未収となつたため百九萬九千余円を不執行としていることは当初計画から見ても甚だ遺憾である。折角計画した事業の完遂を期するためには実情に即した予算編成をなすべきである。

五、県下三ヶ所に設置してある各公共職業補導所の運営

及び管理についてはそれ〴〵当該補導所の監査の際に指摘した通りであるが、当該課において整備充実の根本的対策を強力に推進すべきが肝要と認める。殊に工場誘致に伴う倉吉補導所の移転問題或いは鳥取補導所の再建等は緊要であつて一層積極的な努力を傾注すべきである。また二十六年度における職業補導経費は八百七萬二千余円(国庫補助三、四四五千円、生産收入一、二四一千円、県費三、三八六千円)であるが国庫補助金の収入減少に伴い八十五萬八千余円、予算不執行としてゐる。これは倉吉の屋根修理、土地埋立費等の

工事費であるが国庫の収入比率七八、二%に対し県費支出は九五、七%となつており收支の均衡上から謂つて差引一八、五%のものを超過支出(事務費)しているのは一考を要すべきである。今後の予算執行に留意が望ましい。

六、公共職業補導所における補導種目は機械、修理、木工(家具、器具)建築、洋裁、事務等であつて補導生募集定員に対して二倍半強の応募の状況であるが職業補導事業使命から謂つて將爾労働需要の事情も考慮の上本省と接衝の結果更に臨時公共職業補導として鳥取自動車修理二〇人、事務二〇人、米子事務三〇人の新設及び米子、木工科復活等の措置をなしたことは当課の努力の結果と認め眞に結構である。而して二十六年度補導修了者一四三人中その就職率は

○鳥取公共職業補導所関係
機械 九六% 木工 一〇〇%
○米子公共職業補導所関係
建築 七九% 洋裁上期 一八% 下期 五〇%

○倉吉公共職業補導所関係
木工家具 七一% 建具 六三%
平均 機械 九六% 木工 八三% 建築 七九%
洋裁 三〇%

(但し自家営業及び専修者を除く)
の成績を示しているが入所生二〇一人中一八三人が新制中学卒業生である点にかんがみ完全雇傭をはかることは最も望ましいので一層努力されたい。

七、経理並びにその他の事項については左記の点については考慮或いは改善されたい。

(1) 緊急失業対策事業就労者の納付保険料として貼付する証紙の購入を工事執行担当機関である土木出張所において一時立替購入し労働者に対し賃金支払の際源泉徴収により徴収しているが頻繁に行われる立替払は事務上煩鎖であり且不明確を來すので予算上の收支科目を設定する等して系統的明確なる処理方法を考究することが緊要と認める。

(2) 本課には国費及び県費の兩者で購入の備品が相当

数あるがこれ等現物の区分を刻印など押して明確にしておくべきであるし、備品整理簿に保管転換並びに新規購入分を記入し整理すること。又消耗品の交付状況も不充分につき明確にすべきである。

政 課 昭和二十七年九月十五日監査
監査委員 岸 本 政 嘉
同 山 上 吟 鏡
同 木 南 貞 治

監査概況

一、当課は労働組合法、労働関係調整法、公共企業体労働関係法、を基盤として健全なる労働組合の育成、未組織労働者の組織化促進、労働教育による知識の向上、労働事情の調査、労働争議の予防調整、労働者の福祉厚生等々全般に亘る労働行政を掌管しているが一事業、一事務も命令監督の権限より離れ助言、勸奨と謂つたサービス行政なるがため非常に困難なる事務事業を円滑に執行しているものと認められた。

二、県内の労働組合は二七六組合、員数二八、九三四人

であるがその中で一般企業会社、団体従業員による組合、所謂労働法によるものは一一九組合、員数一〇、一四九人であり他の一五七組合は国家公務、地方公務及び公共企業体の職員からなる組合である。昨年 compared 比べると組合数は全体において二三組合を増加しているが組合員数は一〇三人を減少している状況である。一時雨後の筈の如く設立を見た労働組合も解散或いは解散すべきものはそれぐ解散、解散して現在は一応固着した感があり正常なる組合活動もされているようであるが、しかし中に御用組合化し或いは社会経済事情の悪化に伴い各企業体は苦境に追いこまれつゝあるために正常なる労働運動も差控え日和見の事情にあるようである。なお各事業場における未組織労働者の数もなお四万以上あるものと予測されるが前記事情に禍され組織化するに困難が伴っているようである。御用組合を健全組合へ是正指導し又未組織労働者組織化の促進については当課の労働教育による啓蒙と側面的助言勸奨に俟つべきものがあるか兎角この施策は置去

りにされるのでこれらの点については一層努力を傾注すべきである。

三、健全なる労働組合の育成、正常なる組合活動及び労働運動の助長を図るには労働教育の徹底により組合幹部は勿論、組合員その他一般労働者に対する労働事情の浸透、労働施策の周知、労働問題の解明、研究等の機会を与えることが緊要である。当課はこれが事業の具体的方法、時期等について計画し県労働教育諮問委員会の答申を得て労働学校、講座、講演会、研究会、講習会等の各種教育施策を県下三地区別に開催しているようであるが開会日時等の関係で予期した参集が得られなかつたり或いは計画変更を余義なくしたり又机上計画に終つているもの等もあつて所期の成果を収めることにならり苦心しているようである。これが計画書を概観するに毎年行われる劃一的行事に促れている傾向が濃いので過去の実績を検討し一般労働者より歓迎される事業を取捨選択し又日時、方法も工夫する等して教育の実を挙げ、労働知識の涵養を図ることが肝

要と認める。なおそれ／＼行事として開催のし放しにせずその結果を確認し後日これを検討吟味することが教育施策を向上せしめる所以と考えられるのでこの点について留意すべきである。なお三労政事務所の聴視覚教育に対する器材、たとえば映画フィルム、幻灯、スライド等も相当以前の古いものが多く又数においても充分とは思われないので更新し教育の実を揚げるための資にすべきである。次に労働教育の一環とする各労政事務所附設の労働文庫の内容は極めて貧弱であるし又利用者も漸減し有名無実に陥りつゝあるが、これが整備を図ると共に活用せしめる措置が肝要である。

四、労働者の福祉厚生施策として二十六年度勤労者消費生活協同組合(東、中、西部地区の三組合)に対し二十五万円の県費補助と僅か六万円を以つてこれら組合の指導に当つているに過ぎない状態であつて他に何等福祉施策がなく県下七万余の勤労者を対象とする福祉厚生施策としては極めて貧弱である。しかしこの中の西部生活協同組合は人を得て運営の成果を挙げてい

るようであるが中部及び東部組合は赤字経営の趣であり特に東部組合の場合鳥取大火により二、三の販売所が罹災する等益々苦境にあるようであるがこれが振興策としての指導は勿論援助方を講ぜざる場合は收拾がつかない事態に陥るやも図られないものと考えられる。これらの事態に対し県として何等かの方策を講ずべきではないかと思う。又先年西部地区に労働会館建設の議が興りたるも水泡に帰したが最近更に中部地区に建設の話が進んでいるようである。当課としてこれが実現方について労を惜まず指導し援助すべきである。更に労働金庫設置について全国的趨勢から本県各労組間においてもその気運が昂まりつゝあるようであるが労働者の生活資金労働組合の活動等の観点からこれが設立は結構なことであるので施策としても今より考究して置くべきであらう。

五、同一法令の下に行われ同じ労働行政を担当としている当課と地労委とは緊密なる連絡協調を要するがその点未だ充分でないようであるから労働事情の調査、各

事業場及び組合の現況等資料情報を交換し又事務連絡協議会等により緊密度を深め労働行政の完璧を期することに努力すべきである。

六、予算経費その他の事務は概ね良好に処理していたが次の点留意すると共に改善すべきである。

- (1) 支出上の爾後尙が多く見られるが出先の労政事務所との関係もあつて事情やむを得ないものの中にあるも努めて計画的事前に伺い支出すべきである。
- (2) 前渡資金及び旅費概算払に対する精算が遅延勝ちになつているので期限までには整理すること。
- (3) 物品整理簿、消耗品交付簿に物品貸与及び交付の捺印のないものがあるので注意すると共に整理すること。
- (4) 超過勤務命令簿の整理については昨年も指摘したところであるが七、八、九の各月分が所屬長命令印がなく支出しているは遺憾である。今後嚴重注意のこと。
- (5) 労働教育啓蒙費、広告料として五、〇〇〇円を予

算化していながら殆んど全額を消耗品に流用しているのは妥当でない。

商工課 昭和二十七年九月十六日監査

- 監査委員 岸 本 政 嘉
- 同 山 上 吟 鏡
- 同 前 田 玄 一
- 同 木 南 貞 治

監査概況

一、当課は昨年十月序内機構改革により従來の企業課及び商務課を統合し中小企業の振興、工場の誘致をはじめ未利用資源の開発、電力の強化、観光貿易の振興といつた本県商工業の進興に関する事務を管掌しているが零細なる中小企業を主体とする本県商工業は経済の変動に対する弾力性に乏しく指導に困難なものであると認められ特に統制経済より自由経済に移つた現在、技術及び販路の面に於ける隘路の打開に努力しているものと認めた。しかしながら当課所管業務の重要性に鑑み根本的な措置対策をなすと共に尙一層積極的な努

力が緊要と認める。

二、本県中小企業経営不振の現状を打開すべく振興対策を樹て商店企業場の診断と合理的経営の指導、金融対策の指導斡旋、品質改良、生産増強、技術の向上、県内諸物産の博覧会、展示会等による紹介、普及宣傳並びに販路の開拓、県外よりの受託斡旋等々多岐に亘る事務を処理しているが兎角通り一辺に終り勝ちであり且つ表面的な対策に終始している嫌が窺われるので不振の原因を奥深く解剖し糺明してその痛を取除くことに努力し以て根本的振興施策を講ずることが緊要と認めらる。

三、昭和二十六年中小企業の実地診断として専門技術者有識者を招へいし経費十九万一千円(旅費十五万二千円雑手当三万九千円)を以て右の通り広汎に実施していることは商工業振興策として真に結構と認められたが、しかし診断対象が年々更新されていること、広く一般に周知普及の措置がなされていないこと、診断がその場限り終りその後の指導が徹底せず改善の実態が確認

されていなくことが指摘されるので折角の診断結果

の實を挙げるよう格段の努力を希望いたします。

昭和二十六年度県下中小企業実地指導状況調

診断事項	実施箇所数		実施年月日	経費	診断員
	会社	工場			
総合診断	五	六	二六、九、一四	旅当 二八、〇〇〇〇〇〇	農林省農機具研究所長 県企業課々員
電力使用合理化診断	三	八	一一、二七、二八	旅費 六、〇〇〇〇	興亞紡技術課長 県工業試験場技師
総合診断	四	四	一一、二七、二八	〃〃 二二、〇〇〇〇	〃〃
技術診断	一〇	一〇	二七、一、二九	手当 一〇、〇〇〇〇	県木材工業指導所長 県商工課々員
商店経営診断	一〇	八	二六、一一、二二	旅費 二〇、〇〇〇〇	大阪府工業奨励館機械 第一課長 同技師
産地製造診断	一〇	八	二七、二、一五	〃〃 二〇、〇〇〇〇	大阪府工業協会々長 外一
総合診断	一	一	二二、二二、二三	旅費 二一、〇〇〇〇	県工業試験場長 県商工課々員
商店経営診断	一	一	二二、二二、二三	〃〃 五、〇〇〇〇	県工業試験場長 県商工課々員
計	七	一〇	二九、二五	手当 一〇、〇〇〇〇	大阪府経営管理指導所長 県商工課々員
	四	一	二九、二五	旅費 一五、二〇〇〇	大阪府経営管理指導所長 県商工課々員
				手当 一三九、〇〇〇〇	大阪府経営管理指導所長 県商工課々員
				旅費 一五二、〇〇〇〇	大阪府経営管理指導所長 県商工課々員

四、現在中小企業不振の一因に経営上資金が枯渇した、め業者はこれが調達に苦慮しているようであり金融機関の貸出枠の拡大、長期融資(現在融資期間は三ヶ月乃至六ヶ月程度)金利の引下等が切望されている。これら中小商工業者の窮状打開のための融資対策機関として先に県信用保証協会が設置されているが調査機能に弱体の誹りを免れず従つて金融機関から貸付拒否にされているものも相当見受けられる。又、業者が借受にパスしたものでも相当時日を要している等その措置を概ね円滑になされているとは謂い得ないのでこれらの実情について検討し趣意に副うよう改善することが緊要である。又、他面業者の受入態勢即ち経営状況を明確にしておくことが借入を可能にし迅速にする條件であるのでこれ等についても指導することが肝要である。

五、本県産業振興の一環として県外資本を誘致すべく鳥取県工場設置奨励条例を制定し誘致の促進を期していることは結構であるが日バ、興亞紡が誘致され操業の運びとなつている現在誘致条件と各種附帯工事も余り

進捗していないようである。かくては将来他工場を誘致すべき場合にも影響するので万難を排し誘致条件を完全且つ急速に履行するよう格別の留意が肝要である。

六、県下の中小企業等協同組合及び企業組合育成強化の一方策として共同施設に対し県補助金二百万円を佐治因州紙工業協同組合外一四に対し交付しているが交付に当つては前年度監査の際に指摘した形式的な処理方法を改善して積極的に現地指導し検査確認を行い助成の効果を挙げることに努力しているのは結構と認められたがしかながら個々についてその内容を検討すれば極めて零細な規模のもの或いは名目的な共同施設と目されるもの等もあるようだ。補助対象の選択に当つては慎重を期し大局的見地に立つて企業の助長を図ることが肝要と認める。

七、本県の貿易見本品、県内特産品並びに観光土産品等の陳列施設を常設し公開することは本県物産品の販路拡充に、又引合に是非必要なことである。本件についてはかねての懸案事項でもあるので重ねて善処を望む。

八、計量法が昭和二十六年六月公布本年三月より施行されているが二十六年度は趣旨の普及徹底のため取締員の協議を開催して指導に努めると共に検定並びに定期検査による取締を実施しているが不定期に行う臨時検査迄は実施していないようである。今後はこれが臨時検査も行つて不正計量器取締の徹底を期することが望ましく。

九、地下資源の開発は県の産業進展上急務であることは論を俟たないが二十六年度内に調査を実施した結果八頭郡一帯及び花見村の硅石、鹿野町の絹雲母等の開発に乗り出し又旧鑛山で放棄していたもので再開されたもので鳥取百谷の銅、因幡社及び佐治村のマンガン、石見村の銀、銅等があつてこのように調査の結果を揚げていくことは洵に結構である。尚その他東村の陶石、大村のマンガン、智頭町の硅石、宝木村海岸より米子市海岸一帯の砂鉄等が調査の結果有望視されているが未だ企業化されていないのでこれが開発についても工場設置或いは誘致、資金の導入等について努力された

50.

一〇、県内の電源用水力は常時一四、六七四キロワットを包蔵している程度で最近幡郷県営発電所並びに神ノ倉発電所等の開発を計画し着々工事の進捗を見つゝある、尚竹市の発電所も目下中国配電と交渉中でありこれが完成すれば年間発生電力は約七、〇〇〇キロワット時の供給が可能となり工場誘致等に明るい見透しがついていることは喜びに堪えない。幸い本県には開発資源に恵まれているので今後一層の努力を望む。

一一、事務の処理状況は概ね良好であつたが昨年統合が行われた以後備品整理簿が整備されていない。

鳥取県地方労働委員会 昭和二十七年九月十六日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 木 南 貞 治

一、本委員会所管事務は労働組合法、労働関係調整法に基き執行しているが二十六年度内における主なる事務の執行状況は、不当労働行為事件に対する判定一件、

正式に当委員会に提訴した労働争議調整三件、組合資格審査申請審査件数二十八件、更に二十六年年度特に制度化された中労委規則に基き争議実情調査による事業場及び労働組合の実態調査事務(賃金、賃金体系及び労働協約の三項目について調査)等であつてそれぞれ適正妥当にしかも円滑に措置しているものと認められた。

二、当委員会事務局の設置組織、運営上の諸規定を具として明文化すべき点については昨年度監査の際にも指摘しているところであるが未だ規定していないのは甚だ遺憾である。尤も労法組及び地方自治法並びにその関係法令が改正される見込を以つて今日迄延引して来たようであるが、既にこれ等法律は改正され委員会及び事務局の設置、組織、権限、運営等は明確化されているので至急諸規定を制定し確定とすべきである。

三、国内経済事情は二十五年年度以来一応安定固着の線を辿り、又県下中小企業による各事業場は経営上資金的に行詰つている関係と、労働者も思想的に穩健となり一応安定性を得たことにより紛争争議は左記の通り漸

次減少しつつあるようである。しかし表面上の事件は減少しているも不当労働行為とか、組合員の資格問題、労働条件、賃金値上、手当或いは各種資金の要求等による内部的紛議をかもしているものがあり労働事情調過程に於て十六件を取り上げ一応円満妥結調整していることは結構である。今後共労政課並びに現地機関の労政事務所と緊密なる連絡をとり早期に円満解決せしめることに努力が肝要である。

労働委員会取扱事件々数の年度別状況

年 度	調整事件		不当労働行為	資格審査	備考
	斡旋	調停			
昭和二十一年度	三件	〇件	〇件	〇件	
同 二十二年度	四	〇	〇	〇	
同 二十三年度	一〇	四	四	〇	
同 二十四年度	一七	三	七	一	
同 二十五年度	五	一	五	七	
同 二十六年年度	三	〇	一	七	

四、当委員会事務局と県労政課とは自ら設置目的と行政上の執行権限を異にしているが、しかし労働組合法及び労働関係調整法を基調とする労働行政を所管担当している両者は緊密なる連絡協調を爲す部面が多い。特に県下労働事情の調査把握と個々についての状況等を相互に交換することは労資間の争議を未然に防止し、健全なる経営を爲さしむるに必須条件である。然るに従来これが連絡協調が必ずしも緊密になされているとは認められないのでこの点厳に留意し労働行政の効率を挙げることに努力を望みたい。殊に労働事情調査事務は当委員会事務局としては紛争々議の未然防止の観点から処理し一方県労政課は労働教育の一環として調査しているがこの間の調節は両者間の連絡に俟つべきところが多大と考へるので調査事務担任者を兼務制として連絡協調の基盤とすると共に事務の重複を避け効率化を図ることが最も適当ではないかと考へられるので考究を望む。

五、經理その他の事務の中前渡金及び概算払に対する精

算が遅延の傾向に陥つているので早期に精算すべきである。

(1) 超過勤務命令にして七月分超過勤務に所属長の認印がなく支出していたのは適当でない。

米子労政事務所 昭和二十七年九月十八日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
同	前 田 玄 一
同	木 南 貞 治

監査概況

一、当所管内の既設労働組合数は(二十六年六月現在)労働法適用組合五二、国家公務員法適用組合三三、地方公務員法適用組合三〇、公共企業体労働関係法適用組合七、合計一一二の組合を有しているが従来は総て届出制であつたものが現在ではそれが外されているのでこれが設立状況を把握するために將亦基本労働教育の実施、組合活動現況調査、組合個々の実態の把握その他全般的労働行政執行上所要事項を摘録した組合台帳を設置し各施策の推進向上の基盤とすることが緊要で

ある。又未組織となつてゐる職場及び従業員の状況も充分把握していないがこれについてもこれに順応した台帳を設け組織化促進の資にすべきであろう。

二、労働教育、各種労働調査、福祉厚生施策等については当該地区の実情に即する内容方法によらなければならぬがそれには機を掴み時に觸れて科学的資料をしう、集し計画性のある地についた労働行政施策が最も緊要と考える。少数の職員であるため困難な点はあるが何れにしても通り一辺のものに終らせず熱意と創意工夫により逐次向上せしめるよう努力を希望する。

三、当所職員四名の活動に対する二十六年内旅費総額は約六万八千円で一名当り一万七千円であるが各職場巡回個別指導、労働事情調査、講習講演会出席上県等活動費としては余り多額とは謂えないので十二分に活動せしむるためには主管課の今少しの配慮が必要と認め、なおこれ等各職員の活動状況を克明に記録した日誌の備付がなかつたが事後の経過、今後の活動計画を樹立するためにも日誌の備付が肝要である。

四、当所労働文庫の昭和二十六年度貸出書籍の中返済未済となつてゐるものが一五冊でこれが数ヶ月から中には一年以上も回収されずにいる等整理状況が放任に流れている。新本の補充は年間五、六冊と謂つた状況であつて冊数は減少する一方であるので文庫としての使命を全うするため書籍を補充々実すると共に宣傳周知して活用せしめるべきである。

五、労政事務所の設置に伴う庶務規定は昭和二十二年四月県告示により設定しているが当所庶務細則が未だ設定されていないので至急これを規定し事務処理の迅速適正を期すべきである。

倉吉労政事務所 昭和二十七年九月十九日 監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 同 木 南 貞 治

一、当所管内既設労働組合数(二十七年六月現在)は労組法適用組合二五、国家公務員法適用組合九、地方公務員法適用組合二二、公共企業体労働関係法適用組合

四、合計五〇〇組合があるが前項米子労政事務所に於いても指摘した如く、組合台帳を設けておらず又未組織となつてゐる職場及び従業員の実情把握についても十分でないものがあるのでこれ等について整備し労政施策の推進向上に努力すべきである。

二、労働教育実施状況は概ね左記の通りであるが開催結果に於ける実情の批判検討が余りなされてゐない。又、兎角慣例的行事に陥る虞れが多分にあるのでこの点留意し地方の実情に即した方法内容により且つ計画性を以つて教育の実効を収めるべく工夫研究することが肝要である。尚使用者との懇談会を二回開催しているがこれ等はよい着想であつて今後使用者側の教育にも努力することが緊要である。

労働教育実施状況

種別	件数	延日数	延時間	延人員	備考
労働組合幹部懇談会	七	七	一七	一七一	
使用者懇談会	二	二	七	三〇	

労働問題講演会
職場巡回労働学校
地区労働教育審議会

計	三八	三八	一〇二	一〇一四
	一	一	三	一〇〇
	二五	二五	六五	七一三
	三	三	九	二二

三、本所々属の独立設置(賃借にても可)方については昨年監査の際にも言及しているが未だ実現してゐないのは甚だ遺憾である。現在の如く職業安定所裏の一室を間借りしている実情であるが県労働行政のサービスセンターとして且つ第一線機関として活躍するためには適当でない。何とか工夫して適当の地を移転せしめる様当局の考慮を望みたい。

四、行政の実を挙げしめるには適当した人員配置と経費が必要であるが所長を含め四名の職員(内女子職員一名)であり又、二十六年度内の活動旅費は一人当り一万三千余円であるので十二分に活動するには困難があるものと考える。これは米子の場合と同様のことが言えるので主管課の配慮が望ましい。

五、労働者の福祉厚生施策は中部勤労者消費生活協同組合の側面的指導援助のみであるが現在この経営も赤字状態で不振のようである。勤労者の実質賃金向上を期するためにも供手傍観しないで挽回策について指導に乗り出すべきである。又中部に労働会館設立の動きがあり準備中の様であるがこれが実現方についても格別の配意と努力が緊要である。

六、本所管内で労働組合法の適用を受ける二五組合の中労働協約を締結しているものは八組合にしてその内訳も本部組合の協約が適用されるもの四組合、単独に締結しているもの四組合と謂つた低調さである。協約の有無が労資間の紛争の防止又早期解決に重要な意義を有するものであるので極力これが締結を啓蒙指導するよう要望する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町印刷所

予算の節減には！ぜひ 騰 寫 印 刷 で !!

皆様に喜んで戴ける 孔 版 社 へ

- 騰寫印刷 は技術の向上と、器材の発達により、現在では活版、平版等に劣らぬ美しい印刷が早くても最も安価に出来、特に繪画、グラフ、図面等は他の追従をゆるしません。
- 孔版社は……最優秀の技術と完備せる設備により、どんなお急ぎの印刷でも迅速丁寧に納期を厳守致します。
- 孔版社は……専門家の選んだ最優秀の材料（原紙、ヤスリ、鉄筆、印刷器等）の廉価販売を致します。

騰寫印刷
と 材 料

孔 版 社

鳥取市西町（日赤前入る）電話980番（甲）